

中央教育審議会の会議を経ないで行われた諮問について

○生涯学習分科会

通信教育の認定及び廃止について（平成 30 年 8 月 13 日） 3

○関連規定 13

社会通信教育の認定について（報告）

- 1 平成30年8月13日付けで下記の申請について諮問がなされた。

	申請団体名	課程名
認定	一般社団法人クラフトバンドエコロジー協会	クラフトバンド実技講座

- 2 生涯学習分科会運営規則に基づき、概要を記載した書面を委員に送付して意見聴取が行われ、1について承認された。

〈参考〉

生涯学習分科会運営規則（平成二十九年三月二十二日中央教育審議会生涯学習分科会決定）

（書面による議決）

第二条 分科会長は次の各号に掲げる場合においては、事案の概要を記載した書面を委員に送付し、その意見を徴し、又は賛否を問い、その結果を持って分科会の議決とすることができる。

一 社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)第五十一条に定める通信教育の認定又は同法第五十五条に定める認定を受けた通信教育の廃止若しくは条件の変更の認可に関する議事の場合

二 前号のほか、やむを得ない理由により分科会の会議を開く余裕がない場合

- 2 前項の規定により議決を行った場合は、分科会長が次の会議において報告しなければならない。

30文科生第299号

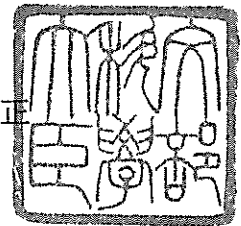
中央教育審議会

通信教育の認定について、社会教育法（昭和24年法律第207号）第51条第3項の規定に基づき諮問します。

平成30年8月13日

文部科学大臣 林

芳正



文部科学省認定社会通信教育 申請一覧

1. 認定の申請(1団体1課程)

申請団体名	課程名	講座の概要
一般社団法人 クラフトバンドエコロ ジー協会	クラフトバンド実技講座	この講座(※)は、牛乳パックや古紙を再生した紙バンドである「クラフトバンド」を使用した手芸において、幅広い技術をマスターし、一人ひとりにあったスキルアップを図るものである。

※A～Eコースまであり、それぞれ下記のことについて学習することとされている。

Aコース

平編み、楕円底、ねじり編みなど

Bコース

花(バラ、タンポポなど)の編み方や、引き返し編み、四つ編みなど

Cコース

丸編み、よろい編み、チェーンなど

Dコース

花(薔薇、菊など)の編み方や、四つだたみ編み、ななめ角編みなど

Eコース

花(ハイビスカス)、フリル、矢来編みなど

文部科学省認定社会通信教育 認定申請について

I 一般社団法人クラフトバンドエコロジー協会

(1) 法人の概要

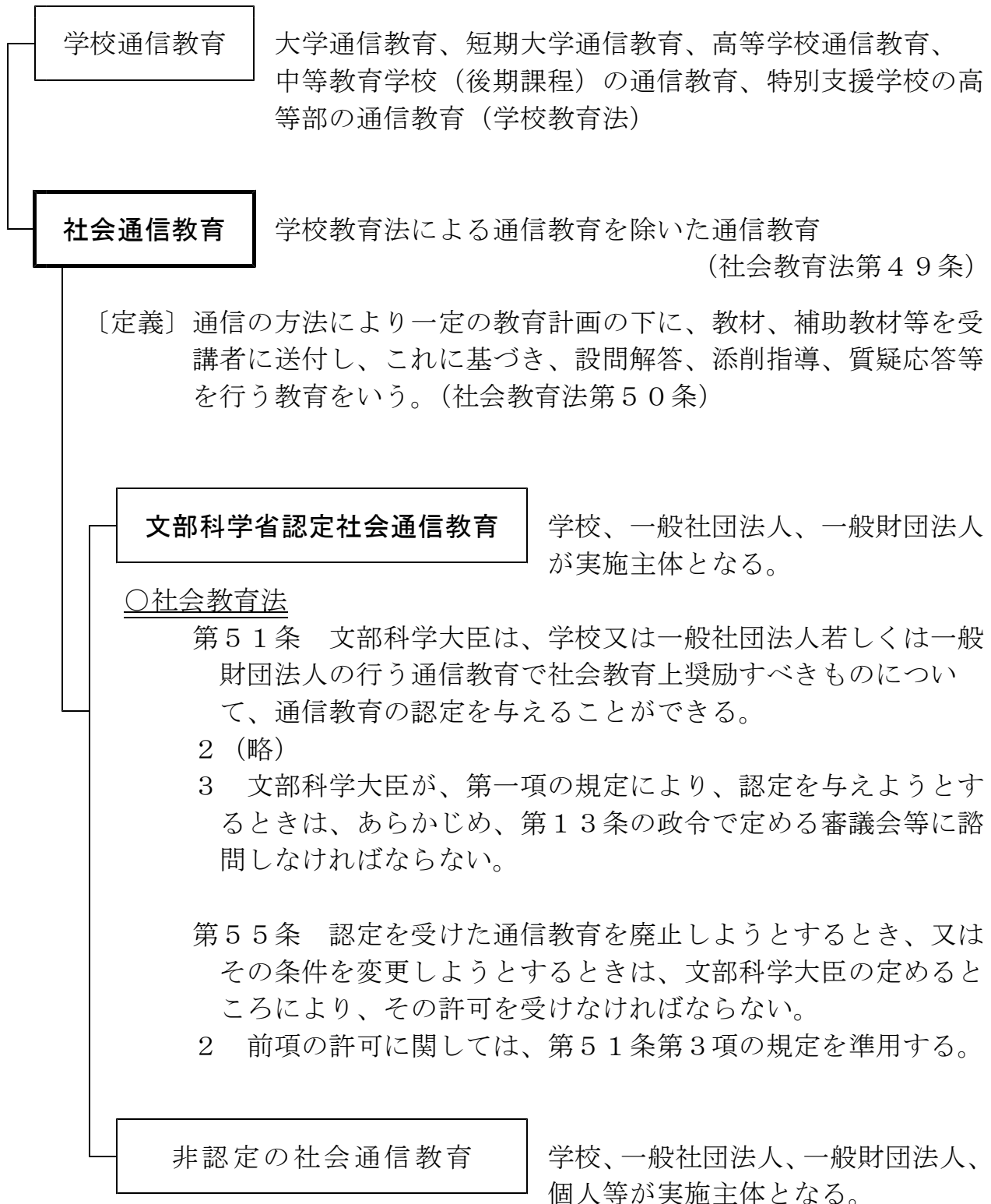
- ①目的 当法人は、クラフトバンド手芸を社会に普及させることを目的とする。
- ②事務所の所在地 千葉県茂原市八千代三丁目11番16号
- ③設立年月日 平成27年12月22日

(2) 認定しようとする課程の概要

1. クラフトバンド実技講座

- ①通信教育の目的 クラフトバンド手芸における幅広い技術をマスターし、一人ひとりにあったスキルアップを図ることを目的とする。
- ②修業期間 10か月
- ③開始の時期 文部科学大臣から認定を受けた日

通信教育について



社会通信教育について

1 文部科学大臣は、学校又は一般社団法人若しくは一般財団法人の行う通信教育で社会教育上奨励すべきものを社会教育法の規定に基づき認定し、その普及奨励を図っている。

平成30年4月現在、実施団体数は25団体、109課程である。

2 文部科学大臣が認定等の申請を受理したときは、社会教育法、社会通信教育規程（昭和37年文部省令第18号）及び社会通信教育基準（昭和37年文部省告示第134号）の規定に基づき審査する。

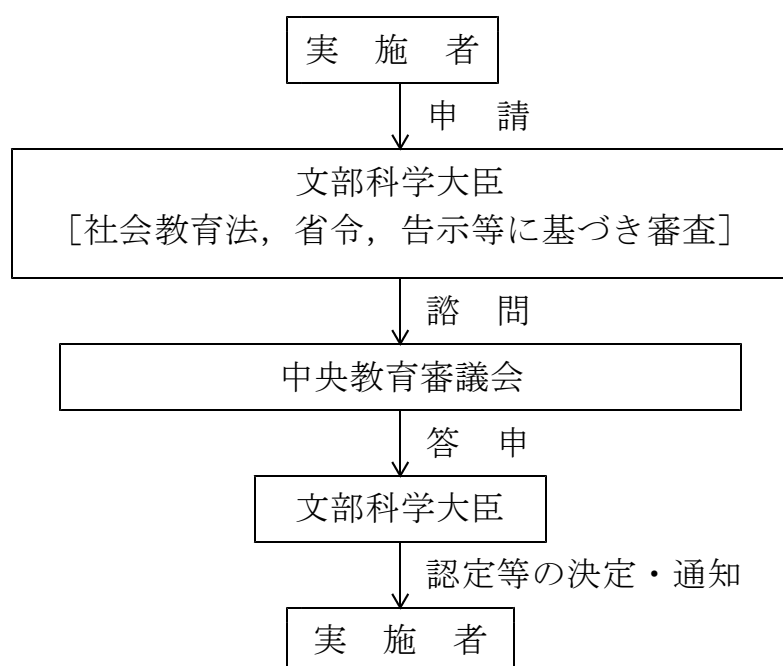
3 認定を与えようとするときは、社会教育法第51条の規定に基づき審議会等に諮問することとされている。廃止又は条件変更の許可（第55条第2項）及び認定の取消（第57条第2項）についても同様である。

〈文部科学省認定社会通信教育の実施状況〉

区 分	実施団体数	課 程 数	年間受講者数
事務系課程	9	42	48千人
技術系課程	5	29	3千人
生活技術・教養系課程	11	38	23千人
計	25	109	74千人

※実施団体数及び課程数は平成30年4月現在。受講者数は平成29年間の数。

4 社会通信教育の認定等の手続



文部科学省認定社会通信教育一覽

平成30年5月現在

団 体 名		認 定 課 程 数 及 び 課 程 名	
事 務 系 (42 課 程)	1 (一財)日本通信教育学園	3	法律講座民法課程、日商簿記検定講座(3級コース、2級コース)
	2 (一財)実務教育研究所	5	現代統計実務講座、校正実務講座、生涯学習指導者養成講座生涯学習ボランティアコース、編集制作レイアウト講座、多変量解析実務講座
	3 (一社)日本マネジメントスクール	3	ミドル・マネジメント・コース(基礎課程、実践編)、フォアマン・コース
	4 (学)川口学園	2	早稲田速記講座(速習課程、専門課程)
	5 (一社)日本経営協会	6	企業会計講座(企業会計マスターコース)、現代経営講座(戦略管理者コース、管理者基礎コース、中堅社員実力養成コース)、経営実務講座(民法入門コース、労働法入門コース)
	6 (一社)公開経営指導協会	1	POP広告実技講座
	7 (学)産業能率大学	18	漢字能力検定2級受験講座、マネジメント基本講座、製造基本講座、製造監督者講座、生産管理者講座、生産経営者講座、実践リーダーシップ講座、幕末リーダーに学ぶリーダーシップ講座、ザ・仕事エキスパート講座、ザ・仕事プロ講座、メンバーが活きる教え方・育て方講座、新・きれいに書けるボールペン字入門講座、企画・プレゼン力を強化する講座、問題発見・解決力を伸ばす講座、聞く力を磨く講座、整理・整頓力を磨く講座、情報分析力を鍛える講座、話す力を磨く講座
	8 (一財)日本経営教育センター	3	社会保険労務士講座、衛生管理者講座、行政書士講座
	9 (一財)社会通信教育協会	1	生涯学習支援実践講座生涯学習コーディネーター研修
技 術 系 (29 課 程)	10 秋田大学理工学部	8	秋田大学理工学部通信教育講座(地球科学コース、資源開発コース、材料工学基礎コース、電気・電子基礎コース、一般科学技術コース、電気系専門コース、電子系専門コース、材料工学専門コース)
	11 (公財)国際文化カレッジ	12	自動車講座、オートバイ講座、家庭園芸講座、総合盆栽講座、造園講座、ハイキングとカメラ技法、庭木と果樹の手入れ講座、植物医講座、写真作品創作塾、庭の工作物手作り講座、美術品鑑賞・鑑定入門講座、庭師入門講座
	12 (一財)中央工学校生涯学習センター	6	機械設計製図講座、建築講座設計製図課程木造コース、トレース講座、土地家屋調査士講座、宅地建物取引士講座、漢字検定ゼミナール
	13 (一財)日本規格協会	2	通信講座による品質管理入門コース、通信講座による品質管理中級コース
	14 (一財)日本園芸協会	1	ローズ・ガーデン講座
生 活 ・ 教 養 系 (38 課 程)	15 (学)香川栄養学園	4	栄養と料理一般講座、栄養と料理専門講座(専門職業コース、専門料理コース、治療食コース)
	16 (学)文化学園文化服装学院生涯学習部	2	文化服装通信講座(服装一般)、ファッション画講座上級コース(ファッション・デザイン画編)
	17 (学)大志学園	2	きもの通信教育講座(一般コース、上級コース)
	18 (学)清水学園・専門学校清水とき・きものアカデミー	1	現代きもの講座
	19 (公財)日本英語検定協会	8	実用英語講座(1級、準1級、2級、準2級、3級、4級)、YOU CAN英語講座、日常ワイルド英語講座
	20 (公財)日本書道教育学会	5	書道基礎科講座、書道専攻科講座、ペン習字基礎講座、ペン習字教育講座、篆刻入門講座
	21 (公財)日本音楽教育文化振興会	4	音楽講座(音楽通論コース、ソルフェージュコース、和声学コース、作曲学コース)
	22 (学)NHK学園	6	漢詩講座(風雅をよむ、自然をよむ)、古文書を読む・基礎コース、俳句入門、短歌入門、川柳実作
	23 (公財)日本習字教育財団	4	書写技能基礎講座(楷書編、行書編)、書道臨書講座(【楷書Ⅰ】、【楷書Ⅱ】)
	24 (学)サンシャイン学園東京福祉保育専門学校	1	ホームヘルパー養成2級課程・通信コース
	25 (公社)色彩検定協会	1	たのしく学ぶ色彩講座-初級コース-

(合 計 109 課程)

【参考】

○ 中央教育審議会令（抄）（平成十二年六月七日政令第二百八十号）

（分科会）

第五条 155 略

6 審議会は、その定めるところにより、分科会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

○ 中央教育審議会運営規則（抄）（平成二九年三月六日中央教育審議会決定）

（分科会）

第三条 分科会の会議は、必要に応じ、分科会長が招集する。

2 令第五条第六項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる分科会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げる事項については、当該分科会の議決をもって審議会の議決とする。ただし、審議会が必要と認めるときは、この限りでない。

分科会	事項
生涯学習分科会	生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（平成二年法律第七十一号）の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項及び社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項
以下略	

関連規定

○中央教育審議会の会議の運営について（抄）

（平成 27 年 2 月 25 日 中央教育審議会申し合わせ）

第 1 文部科学大臣は、中央教育審議会運営規則（平成 27 年 2 月 25 日中央教育審議会決定）第 3 条第 2 項の表の下欄に掲げる事項については、中央教育審議会（以下「審議会」という。）の会議を経ないで諮問することができる。

第 2 文部科学大臣は、前項の方法により諮問するときは、あらかじめ、会長にその諮問の内容を報告するものとする。

第 3 文部科学大臣は、第 1 の方法により諮問したときは、速やかに、審議会にその諮問の内容を報告するものとする。

【参照条文】

○中央教育審議会令（抄）

（政令第 280 号 平成 12 年 6 月 7 日）

（分科会）

第五条

6 審議会は、その定めるところにより、分科会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

○中央教育審議会運営規則（抄）

（平成 27 年 2 月 25 日 中央教育審議会決定）

第三条

2 令第五条第六項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる分科会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げる事項については、当該分科会の議決をもって審議会の議決とする。ただし、審議会が必要と認めるときは、この限りでない。

分科会	事項
生涯学習分科会	生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（平成二年法律第七十一号）の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項及び社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項
初等中等教育分科会	<ul style="list-style-type: none"> 一 理科教育振興法（昭和二十八年法律第百八十六号）第九条第一項、産業教育振興法（昭和二十六年法律第二百二十八号）及び教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項 二 理科教育振興法施行令（昭和二十九年政令第三百十一号）第二条第二項及び産業教育振興法施行令（昭和二十七年政令第四百五号）第二条第三項の規定により審議会の権限に属させられた事項
大学分科会	<ul style="list-style-type: none"> 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項 二 学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第二十三条の二第三項の規定により審議会の権限に属させられた事項